

鹿児島県子ども・子育て支援会議運営規程

（目的）

第1条 この規程は、鹿児島県子ども・子育て支援会議条例（平成25年10月11日条例第63号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、鹿児島県子ども・子育て支援会議（以下「会議」という。）の運営について定めることを目的とする。

（部会）

第2条 会議に次の部会を置く。

名 称	委員の定数	所 掌 事 項
認定こども園部会	5名以内	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項に定める事項

2 会議は、認定こども園部会の所掌事項について、認定こども園部会の決議をもって会議の決議とすることができる。

（緊急措置）

第3条 緊急やむを得ない事由のあるときは、会長は、文書をもって会議に代えることができる。

2 前項の規定は、部会において準用する。この場合において、「会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」とそれぞれ読み替えるものとする。

（会議の公開）

第4条 会議は、原則として公開とする。ただし、認定こども園部会の所掌事項の調査審議に係るものは、非公開とする。

（代理出席）

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員の代理者を出席させることができる。

（雑則）

第6条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、鹿児島県子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例の施行の日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年11月17日から施行する。